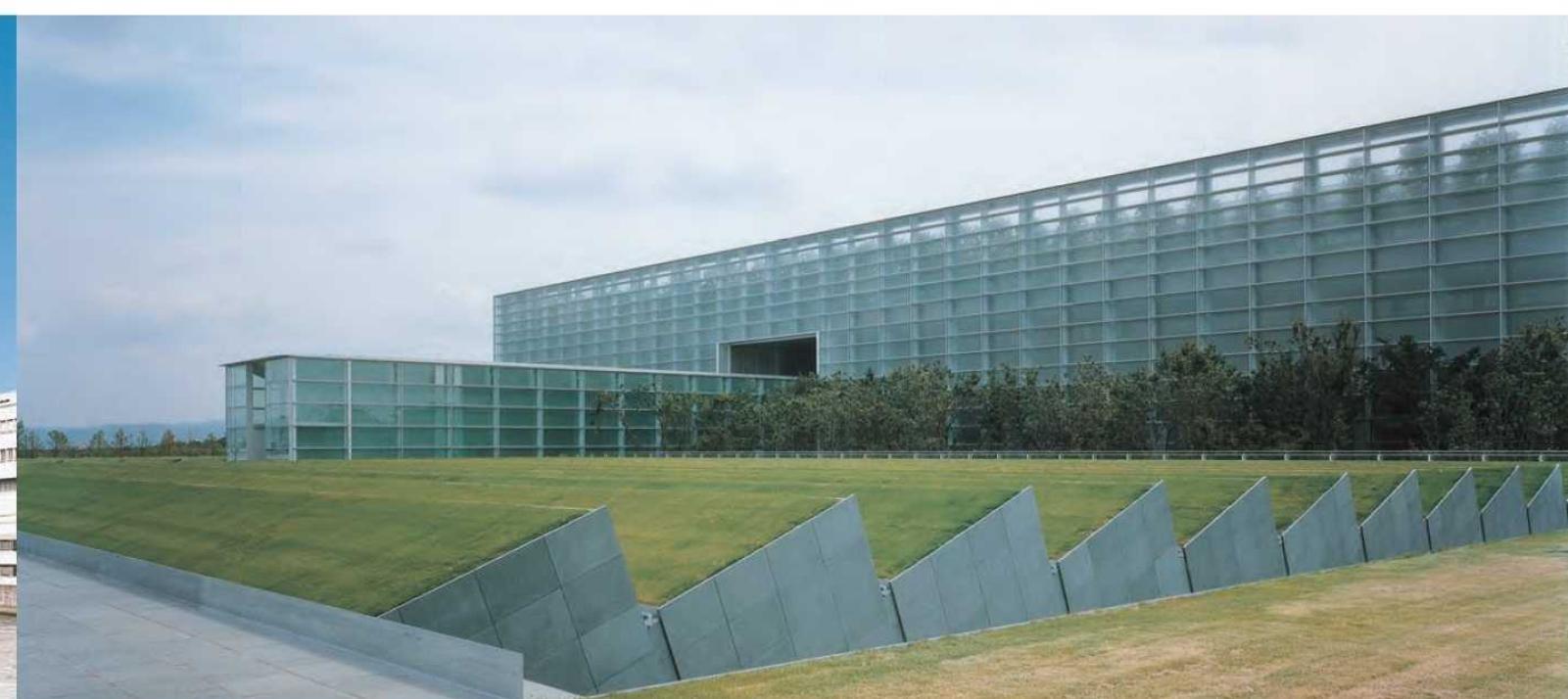




Government Buildings Department

国土交通省近畿地方整備局營繕部



WORKS



- ① 京都迎賓館
- ② 三國税務署
- ③ 大阪中之島合同庁舎
- ④ 国立国際美術館
- ⑤ 近畿管区警察学校
- ⑥ 国際障害者交流センター
- ⑦ 国立国会図書館関西館

①	④
⑥	
②	③
	⑦

營繕とは

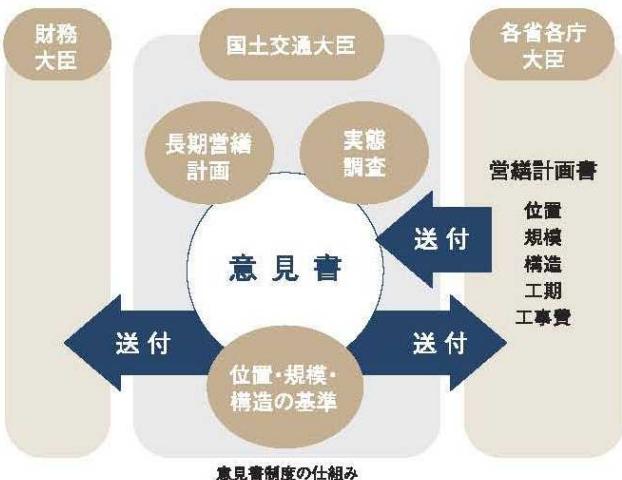
營繕とは、「建築物の營造と修繕」のことをいい、具体的には「建築物の新築、増築、修繕及び模様替え等」を指します。

言葉の由来としては、701年に制定された「大宝律令」とほとんど同文であったと推定される「養老律令」(718年編纂開始、757年制定)に出て来る古い言葉で、当時は、現代よりも広い意味で用いられ、建物のほか道路、橋梁、船などの營造および修繕のことをいい、營繕を司る職を造営職、木工寮と称していました。

近畿地方整備局營繕部は「官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年)」に基づいて、近畿地方(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)の官庁施設を所掌し、各省庁に対して国の建築物に関する營繕、意見書^(※1)、基準制定、勧告、保全実地指導を行っています。

^(※1)意見書とは

国土交通省は、官公法第9条の規定に基づき、毎年度概算要求に先立ち、各省各庁の施設整備計画に対して、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(以下「官庁施設の位置・規模・構造の基準」といいます。)に照らし、技術的な見地から意見を述べる、營繕計画書に関する意見書制度を運用しています。本制度の実施により、国として統一的で均衡の取れた官庁施設の整備を図ることを目的としています。



近畿の官庁施設

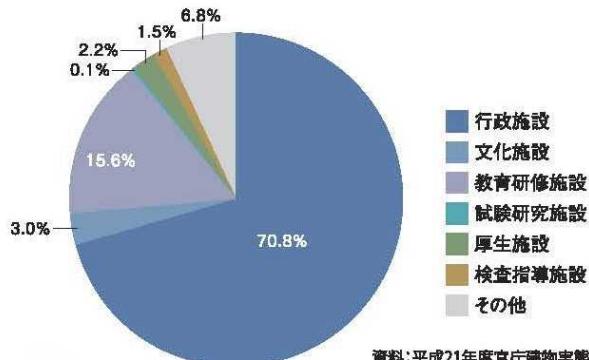
■全国及び近畿の庁舎整備状況

	国土交通省の実態調査対象		
	うち合同庁舎		
全国	1,060万m ²	367万m ² (35%)	363施設
近畿地整の管轄下	154万m ²	39万m ² (25%)	40施設

資料:平成21年度官庁營繕部・近畿地方整備局營繕部

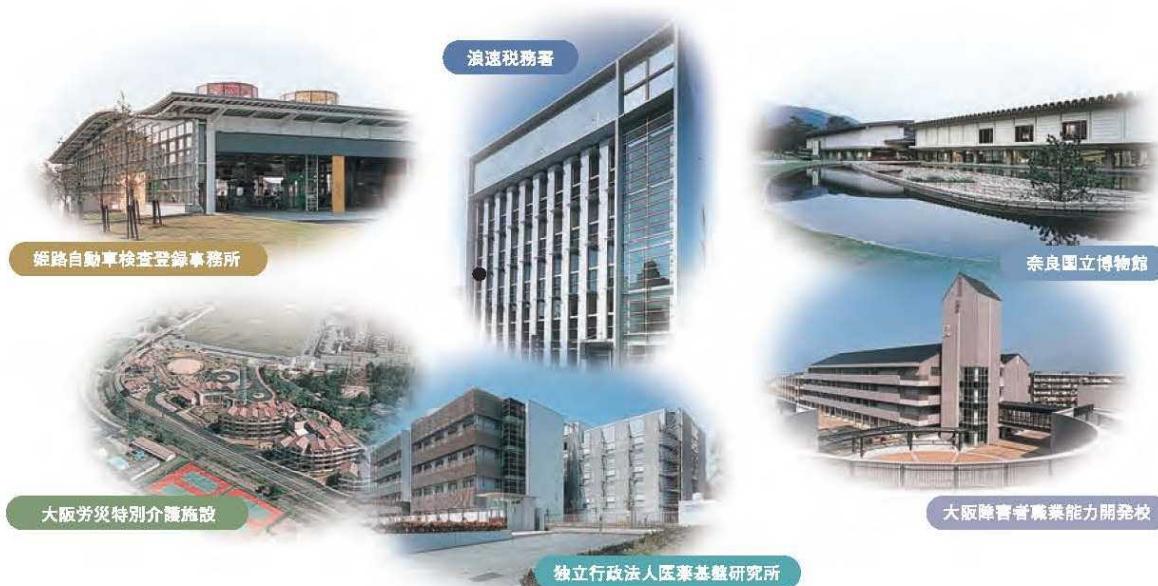
■施設分類面積比

近畿の官庁施設では行政施設が約70%、教育研修施設は約15%を占めています。



資料:平成21年度官庁建物実態調査

■營繕部が携わっている施設

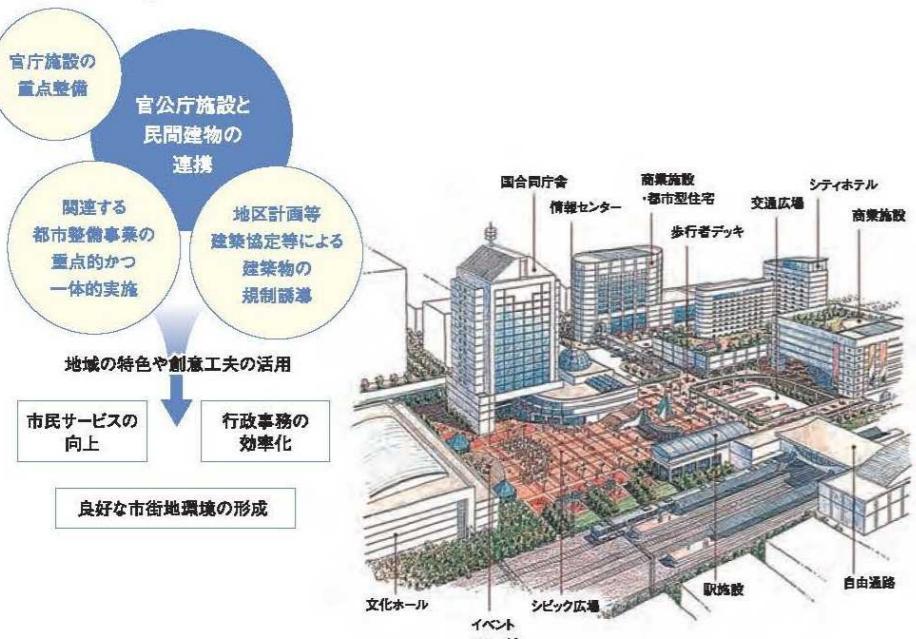


01 シビックコア地区整備制度

「シビックコア地区整備制度」とは、まちの顔づくりを官公庁施設と民間施設が一体となって取り組もうという制度です。

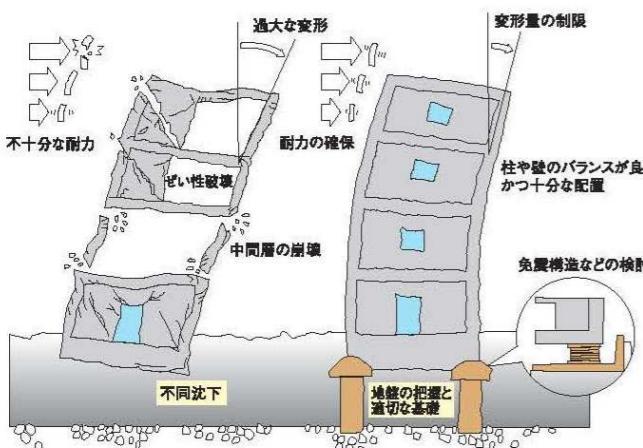
こういった拠点を計画的に整備することによって、良質な街並みを創りあげ、地域の活性化を図ると共に、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることを目的としています。他の地区整備計画と一緒に、総合的なまちづくりを進めていくための制度です。

シビックコア地区整備制度の概念図



02 耐震安全性の向上

「官庁施設の総合耐震計画基準」・「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を定めて、建築物全体としての総合的な耐震性能を確保し、施設の役割に応じた防災機能を有する施設づくりを進めています。また、地方公共団体などと円滑な連携が可能となる防災拠点の整備も考慮していきます。



03 グリーン庁舎の推進

新地球温暖化対策推進大綱を踏まえ、官庁施設について、二酸化炭素排出量の削減を図るため、照明制御、複層ガラス、送風量可変制御等の環境負荷低減技術を活用したグリーン庁舎（環境配慮型官庁施設）の整備を推進します。

また、既存官庁施設についても、グリーン診断結果に基づき、屋上緑化、太陽光発電、高効率機器の採用等、計画的にグリーン改修を推進します。

近畿地方整備局管轄グリーン化推進計画の5本柱

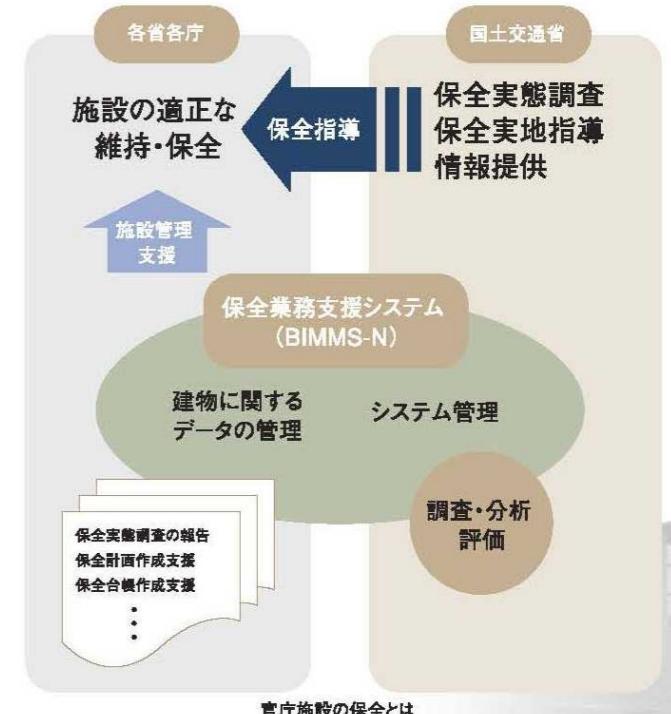
- 地球温暖化問題への対応
- 循環型社会の形成への対応
- 健全な自然環境の確保・水循環系の構築
- 良好的な生活環境の形成
- 関係機関への協力・支援、環境教育の充実及び官庁管轄職員の率先的取組



04 ストックマネジメント

官庁施設は、良質な社会資本のストックとして、長期間にわたり国民の社会経済活動に有効に活用されることが強く求められています。

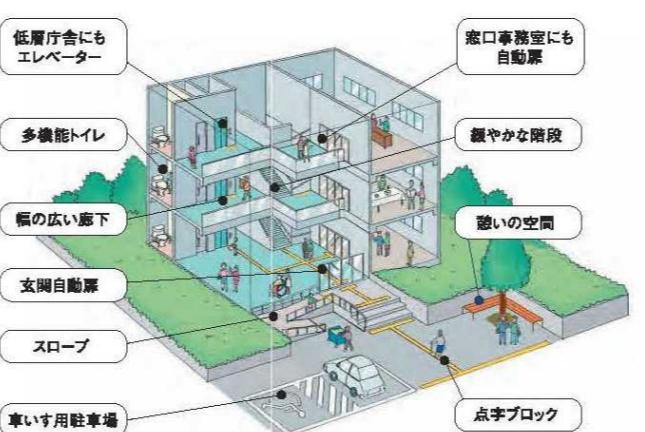
官庁施設の保全を計画的かつ効率的に実施することが重要となっており、官庁施設の施設管理者に対する適切な保全指導及び支援の的確な実施を進めています。



05 ユニバーサルデザイン化の推進

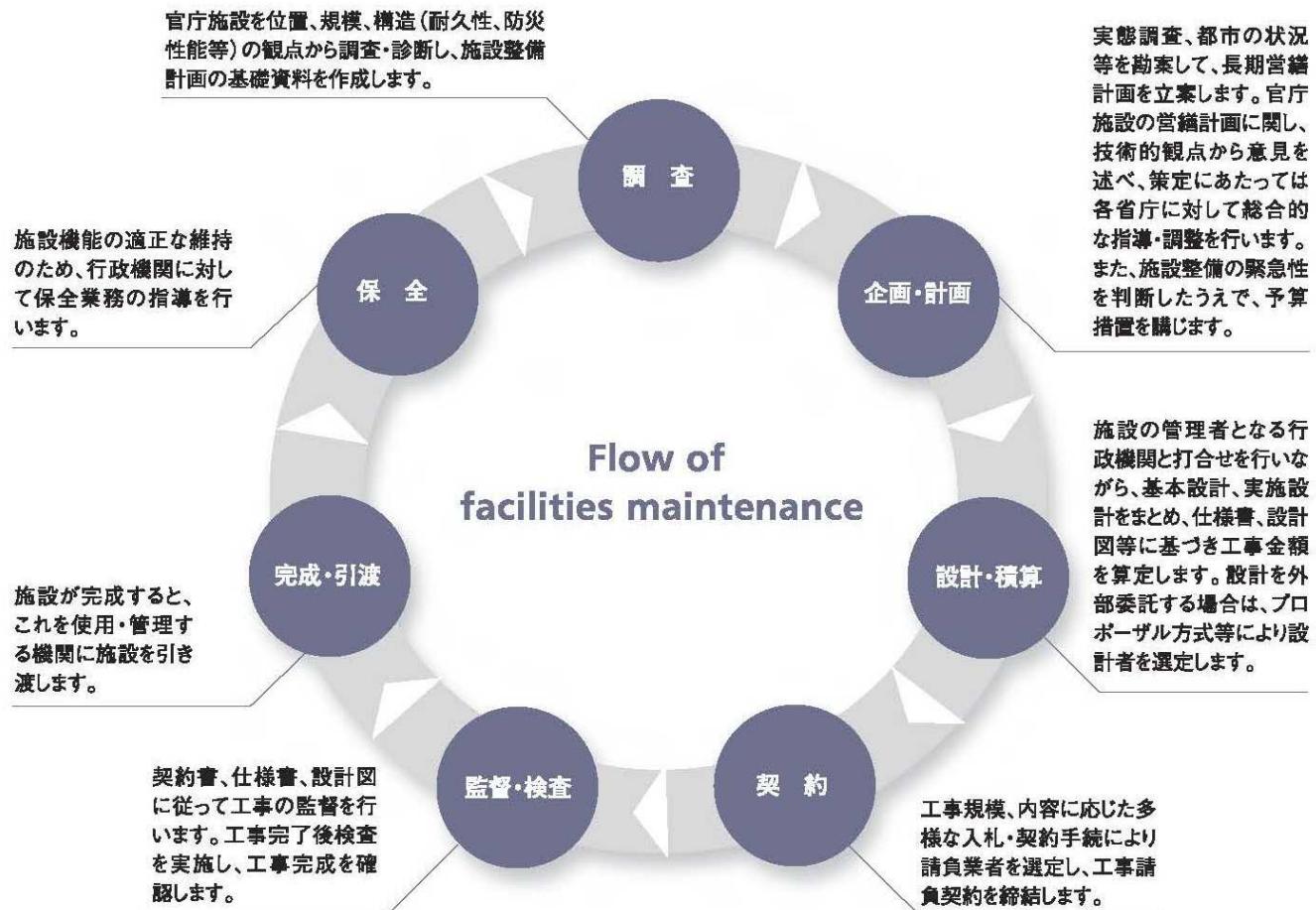
高齢者や障害者、子供連れを含む全ての人々の利用に、よりきめ細かく配慮したユニバーサルデザイン化のための施策を推進します。

新築のみならず、既存施設のバリアフリー改修にも積極的に取り組んでいます。

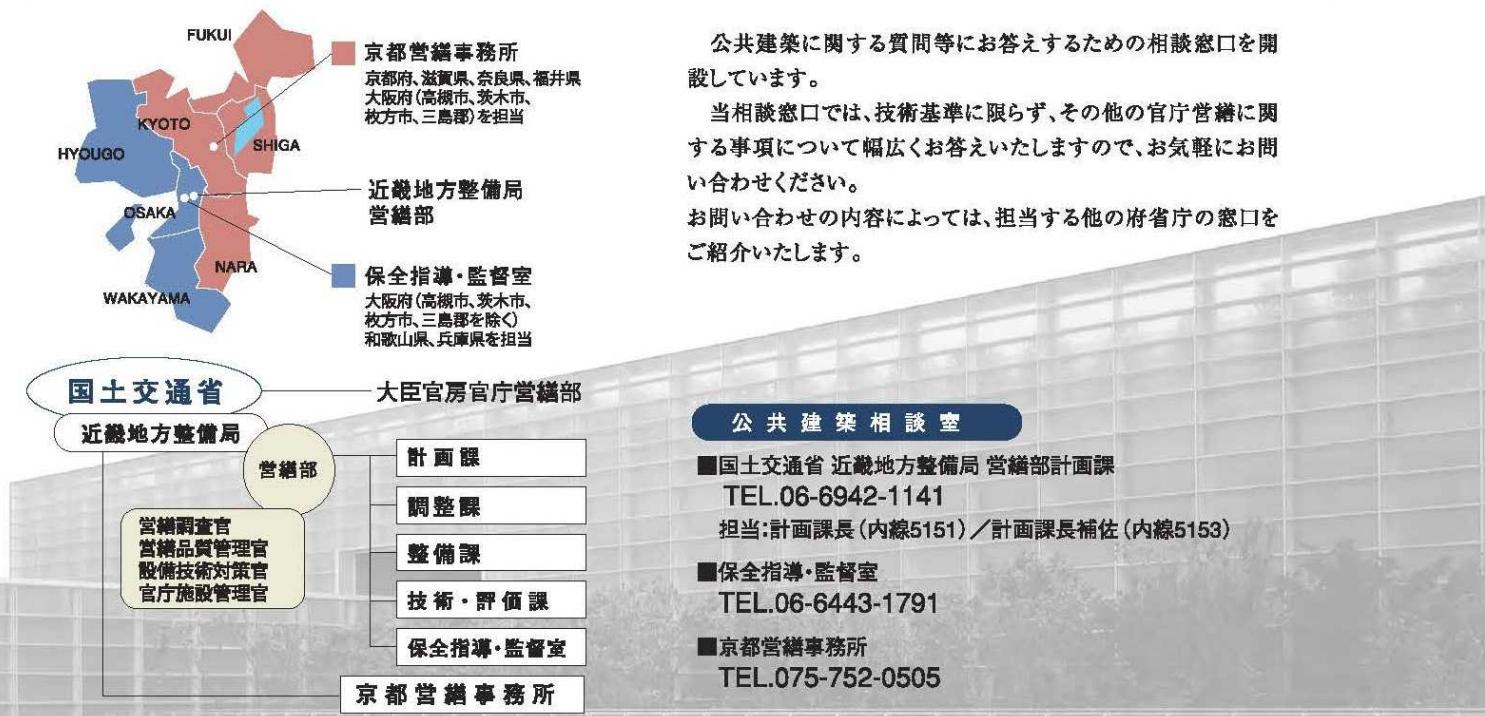


施設整備の流れ

建物を建てるために、調査・計画・設計・積算・契約・監督・検査等の一連の業務をこの順序にしたがって進めていきます。



公共建築相談室（官庁營繕に関する相談窓口）



国土交通省近畿地方整備局營繕部
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎第1号館
TEL.06-6942-1141 FAX.06-6943-8452

保全指導・監督室
〒530-0005 大阪市北区中之島4-1-6
TEL.06-6443-1791 FAX.06-6443-2588

京都營繕事務所
〒606-8395 京都市左京区丸太町通川端東入
東丸太町34-12 京都第2地方合同庁舎
TEL.075-752-0505 FAX.075-752-0609